

障害者の権利条約における国際協力の重要性

東 俊裕

社会開発とか国際援助について全くの素人ではあるが、条約の交渉過程を通じて私が考えていたことを述べさせていただくことにする。

条約交渉では、国内はもとより国家間においても極めて大きな人権格差が存在する障害者の現実を反映して、当初から国際協力が大きな課題として提起されていた。しかし、経済協力の義務化を阻止したいとする先進国との間で、公式・非公式の交渉が続けられた。結果として、国際協力は一般規定の他に、条約の実施措置として位置づけられ、人権条約としては初めての独立条項となった。これにより、国際協力が、とりわけ、途上国の国内履行の支援として極めて重要であることが改めて確認されることになったわけである。

しかしながら、その内容が問題であって、国内履行の支援としての重要性だけに目を奪われてはならない。従来の国際協力がその国での自前の資本投下と同じく、障害者を排除する社会基盤や社会システムを作ってきたという現実から目をそらさせる結果を引き起こしかねないからである。

詳細にわたる余裕はないが、これまでの歴史の発展過程のなかで国家ないし社会が一般向けに用意したあらゆるハード・ソフトの両面にわたる社会基盤や社会システムの創設・維持・発展において、障害者の存在は無視され、これに組み込まれることはなく、むしろ排除されてきた。その結果として社会にあ

ぶれた障害者に対して、特別に用意されたシステムを提供することが福祉だとされてきたのである。この国内における一般社会システムの創設・維持・発展に投下されてきた資本の分配上の不公平と格差の創出に対して、個別の場合の格差解消の手段として編み出されたのが「合理的配慮の否定」を差別であると確認したこの条約の人権規範である。

このような視点から見ると、一般の国際協力という名の国際間の資本移動は、途上国であればあるほど、自前の社会基盤や社会システムの整備によって創出された格差以上の格差を発生させたであろうし、障害に特化した国際協力においては、社会的排除を前提とした特別システムの輸出という負の再生産の役割を担ってきたという側面も見逃せないのである。実は、このような現実が「国際開発計画を含む国際協力が、障害のある人にとつて、インクルーシブかつアクセシブルであることを確保すること」という三二条一項(a)の背景となつていたのである。

この規定は人権規範ではないが、アクセシビリティの最低基準と同様、一般的基準として障害に特化するか否かを問わず、すべての国際協力が適用されるとすれば、資本投下の流れに大きな枠組変化がもたらされることになるのである。開発における障害問題の主流化(前文g)と併せて読むときに、この点の重要性を忘れてはならないと思う。

(ひがし としひろ／条約特別委員会日本政府代表顧問・弁護士)